

税金



荒川区役所

3802-3111(代)

特別区税

特別区が課することができる税目は、地方税法により、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・鉱産税・入湯税があります。このうち、鉱産税と入湯税は、荒川区では課税対象がありません。

■特別区民税

課税される方

- ①国籍を問わず、その年の1月1日現在、区内に住所があり、前年中に所得があった方
- ②その年の1月1日現在、区内に住所はないが、事務所・事業所または家屋敷のある方

課税されない方

- ①生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ②前年中の所得が区の条例で定める金額以下の方

申告について

上記の「課税される方」に該当する方は、申告が必要です。ただし、次に該当する方は除きます。

- ①税務署に確定申告をする方、勤務先から給与支払報告書が区に提出された方
 - ②厚生年金等の収入のみの方で、医療費控除や扶養控除等の所得控除を追加する必要のない方
- ※所得のなかった方は申告の義務はありませんが、非課税証明書の発行や国民健康保険料の算定等に申告が必要です

問 税務課課税係(区役所2階) ☎内線 2316

■軽自動車税(種別割)

その年の4月1日現在で、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車および二輪の小型自動車の所有者に課税されます。登録・廃車の手続きは、車種ごとに次の場所で受け付けています。

◎原動機付自転車(125ccまで)および小型特殊自動車

- 登録…新しく車両を購入したとき、区外から区内へ住所変更したとき、他区の方から車両を譲り受けたとき
 - 廃車…車両を廃棄するときや盗難等で車両をお持ちでないとき
 - 名義変更…区内の方に車両を譲るとき
- ※それぞれ、手続きや提出書類が異なります

問 税務課課税係(区役所2階) ☎内線 2312

◎軽自動車(三輪・四輪)

問 軽自動車検査協会足立支所

足立区宮城1-24-20 ☎050-3816-3102

◎軽自動車(二輪)および二輪の小型自動車

問 足立自動車検査登録事務所

足立区南花畑5-12-1 ☎050-5540-2031

■特別区民税(普通徴収)と軽自動車税(種別割)の納付方法

税務課、各区民事務所、金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア、モバイルレジ、Pay-easy(ペイジー)、クレジットカード、スマートフォン決済アプリ、口座振替(軽自動車税を除く)で納付することができます。

問 税務課課税係(区役所2階) ☎内線 2326

■特別区民税・都民税課税(非課税)証明書・納税証明書、軽自動車税(種別割)納税証明書が必要なとき

申請に必要なもの 本人確認ができる書類(代理の方による申請の場合は、代理人の本人確認ができる書類、本人自署の委任状)

※委任状は便せん程度の用紙に、委任者の氏名・押印・現住所・生年月日・電話番号・必要年度の1月1日の住所地、必要年度の証明書名、必要枚数、使用目的、代理人の氏名・現住所・生年月日を記入してください

※特別区民税や軽自動車税(種別割)を銀行等で納めたときは、区役所で納税の確認ができるまでに10日間程度かかります。すぐに「納税証明書」が必要な場合には、領収証書をお持ちください

手数料 300円(一通)

※軽自動車税(種別割)の車検用は無料

受付場所 税務課、区民事務所

※窓口にお越しになれない場合は、郵送や電話による予約および電子申請による請求ができます

→P21

問 税務課課税係(区役所2階) ☎内線 2331

■特別区民税・都民税、軽自動車税(種別割)の納税に関する相談

問 税務課納税促進係(区役所2階)

☎内線 2334

都税

土地・家屋の購入や、事業にかかる税金、税の減免や納税猶予の措置等、都税相談・質問・苦情等は、荒川都税事務所内の相談コーナーをご利用ください。

◎納税は便利な口座振替をご利用ください

対象税目 固定資産税、都市計画税（土地、家屋）、
固定資産税（償却資産）、個人事業税

手続き 納税通知書、預（貯）金通帳、通帳に使用している印鑑をお持ちの上、金融機関・郵便局の窓口へお越しください。

口座振替の問合せ先

問 主税局納税推進課 ☎ 3252-0955

東京都主税局ホームページアドレス

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

問 荒川都税事務所 ☎ 3802-8111（代）

国税

国税庁ホームページでは、質疑応答事例や法令解釈通達等が掲載されています。

また、タックスアンサーのコーナーでは、税に関する身近な情報を提供しています。

国税庁ホームページアドレス

<https://www.nta.go.jp/>

◎^{イー・タックス}e-Tax（国税電子申告・納税システム）

あらかじめ登録すれば、自宅やオフィスから、インターネットで国税に関するさまざまな申告や申請、納税ができ、税務署等に何度も出掛ける必要がなくなります。

e-Taxホームページアドレス

<https://www.e-tax.nta.go.jp/>

問 荒川税務署 ☎ 3893-0151（代）

■主な税金（申告・納期）

| 月別 | 特別区税 | 都 税 | 国 税 |
|-------------------|---|--|---|
| 4月 | | | |
| 5月 | 軽自動車税種別割 | 自動車税種別割・鉦区税 | |
| 6月 | 特別区民税第1期（都民税を含む） | 固定資産税・都市計画税 第1期 | |
| 7月 | | | 所得税（予定納税） 第1期（31日まで） |
| 8月 | 特別区民税第2期（都民税を含む） | 個人の事業税 第1期 | |
| 9月 | | 固定資産税・都市計画税 第2期 | |
| 10月 | 特別区民税第3期（都民税を含む） | | |
| 11月 | | 個人の事業税 第2期 | 所得税（予定納税） 第2期（30日まで） |
| 12月 | | 固定資産税・都市計画税 第3期 | |
| 1月 | 特別区民税第4期（都民税を含む） | 住宅用地の申告…31日まで、償却資産の申告…31日まで、都民税株式等譲渡所得割…10日まで、都民税配当割（源泉徴収選択口座内）…10日まで | |
| 2月 | | 固定資産税・都市計画税 第4期 | 贈与税の申告 2月1日～3月15日 |
| 3月 | 特別区民税申告（都民税を含む） 2月16日～3月15日 | 個人の事業税の申告（所得税、住民税の確定申告をした方を除く）…15日まで 事業所税（個人の事業にかかるもの）…15日まで 地方消費税※1（個人の事業にかかるもの）…31日まで | 所得税の確定申告 2月16日～3月15日 消費税の確定申告 （個人の事業にかかるもの） 3月31日まで |
| 毎月 | ・特別区民税特別徴収分 6月～翌年5月（都民税を含む） ・特別区たばこ税 | 都たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税 都民税利率割・都民税配当割（翌月10日まで）・宿泊税 | 所得税（源泉徴収分） 酒税・たばこ税 たばこ特別税・揮発油税 |
| 随時 （一定の 期日） | ・退職所得にかかる特別区民税特別徴収分（都民税を含む） ・公的年金等からの特別区民税特別徴収分（都民税を含む） ・軽自動車税環境性能割 | 法人の事業税・法人の都民税・不動産取得税・自動車税環境性能割・狩猟税・事業所税（法人の事業にかかるもの）・地方消費税※1（法人の事業にかかるもの）・自動車税種別割（月割課税（新規登録）分） | 法人税 相続税 登録免許税※2 自動車重量税※3 印紙税 消費税（法人） 特別法人事業税 地方法人特別税 地方法人税 国際観光旅客税 |

※申告や納付期限等が土・日曜日、祝日等に当たるときは、その翌日とその期限となります

※1 地方消費税の申告は、消費税（国税）の申告と併せて行います

※2 登録免許税は、それぞれの登記・登録等の事務を所掌している、東京法務局（☎5213-1234）・その他の官公署または団体の他、荒川税務署へお問い合わせください

※3 自動車重量税の制度内容については、東京国税局消費税課（☎3542-2111）へ、申請手続については、足立自動車検査登録事務所（☎050-5540-2031）の登録部門または軽自動車検査協会足立支所（☎050-3816-3102）へお問い合わせください